平成２３年（フ）第４２号
福岡県飯塚市赤坂853番地98　ベルコリーヌ赤坂102号
債務者　西田　健吾
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２２年（フ）第１３１号
福岡県田川郡添田町大字庄1885番地
債務者　浦野　弘子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第４９号
熊本市栄町２－１　ＫＤ15―17号、住民票上の住所愛知県北名古屋市加島新田加島西64番地１　ガーデンサバーム栄Ⅱ103号
債務者　有働　郁夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第１４号
宮崎県日向市大字細島971番地
債務者　近藤喜美代
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１５号
鹿児島県奄美市名瀬平松町64番地１
債務者　山田　和子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５号
北海道岩内郡岩内町字相生278番地の10
債務者　山崎　達広
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２３年（フ）第９号
茨城県神栖市大野原中央５丁目11番19号　ヤングハウスＡ―203
債務者　鷲崎　　淳
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１８号
茨城県神栖市平泉2737番地17
債務者　今泉　　健
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１９号
茨城県行方市玉造甲3126番地１
債務者　荒木田　寿
1　決定年月日時　平成23年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第５２号
福井県坂井市丸岡町栄１丁目507番地
債務者　久保與志和
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５３号
福井県坂井市丸岡町栄１丁目507番地
債務者　久保　和美
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第６６号
長野市若里２丁目19番10号　ヴィラ小林Ａ棟203号
債務者　五十嵐洋一
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４号
長野市川中島町原297番地６　アーバンタウン原Ｃ103
債務者　田中　輝夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１６号
長野県上田市中丸子1945番地１　市住Ｆ10号、前住所長野県上田市上丸子1277番地１
債務者　倉島　実子（旧姓箱山）
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第３１号
長野県東御市滋野736番地59、住民票上の住所長野県上田市御所356番地５
債務者　青島　久枝
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第１６号
長野県駒ヶ根市赤穂4204番地１　白山団地10号
債務者　久保田真理子
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２３年（フ）第１７号
長野県上伊那郡辰野町中央497番地
債務者　古田　保夫
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月24日まで
長野地方裁判所伊那支部